

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年7月18日（火） 号外第64号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（6）（総務課）・・・・・・・・・・ 2

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月18日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第3条関係） 管理者の決裁事項 1～28 略 29 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの （1） <u>同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定</u> （特に重要なものに限る。） （2） <u>同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u> （特に重要なものに限る。） 30・31 略	別表第1（第3条関係） 管理者の決裁事項 1～28 略 29 <u>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）</u> に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの （1） <u>同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長</u> （特に重要なものに限る。） （2） <u>同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</u> （特に重要なものに限る。） （3） <u>同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</u> （特に重要なものに限る。） 30・31 略
別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～13 略 14 <u>個人情報の保護に関する法律第114条の規定による提案の審査等</u> 15 略	別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～13 略 14 <u>鳥取県個人情報保護条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</u> 15 略
別表第4（第6条関係） 局長の委任決裁事項 1 <u>個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）</u> に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げる	別表第4（第6条関係） 局長の委任決裁事項 1 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

もの

- (1) 同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表
- (2) 同法第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定（病院が管理している保有個人情報に係るものを除く。）
- (3) 同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定（病院が管理している保有個人情報に係るものを除く。）
- (4) 同条例第14条第1項の規定による直ちに開示決定等を行う保有個人情報の決定
- (5) 同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なもの及び病院が管理している保有個人情報に係るものを除く。）
- (6) 同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なもの及び病院が管理している保有個人情報に係るものを除く。）

2～5 略

局総務課長の委任決裁事項 略

病院長の委任決裁事項

1～31 略

32 個人情報の保護に関する法律に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（病院が管理している保有個人情報に係るものに限る。）

- (1) 同法第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定
- (2) 同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定

- (1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消
- (2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表
- (3) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定（病院が管理している個人情報に係るものを除く。）
- (4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（病院が管理している個人情報に係るものを除く。）
- (5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定
- (6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び病院が管理している個人情報に係るものを除く。）
- (7) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び病院が管理している個人情報に係るものを除く。）
- (8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なもの及び病院が管理している個人情報に係るものを除く。）

2～5 略

局総務課長の委任決裁事項 略

病院長の委任決裁事項

1～31 略

32 鳥取県個人情報保護条例に規定する管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（病院が管理している個人情報に係るものに限る。）

- (1) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定
- (2) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定

<p>(3) <u>同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(4) <u>同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>33～35 略</p>	<p>(3) <u>同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(4) <u>同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(5) <u>同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>33～35 略</p>
---	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。